

協働のまちづくり 今と未来 (3)

協働のまちづくりコーディネーターが、地域活動している方に取材をしました。私たちの身近にあるさまざまな「協働のまちづくり」をご紹介します。

笑顔の和が広がる

クルマdeピアノ

「クルマde(で)ピアノ」は、ピアノを車に載せて、さまざまな場所で音楽を届けるために作られた「ストリートピアノカー」です。今回は運営している一般社団法人ごちゃませの代表である豊田さんにお話を伺いました。

クラウドファンディングなどでの活動を通して、次第に理解と協力の輪が広がっていき、調律師や钣金事業者、福祉車両製作ショップの方などのご協力で実現することができました。また、車椅子リフトを取り付け、バリアフリー化したことで、多くの方が演奏できるようになりました。完成後は、「やちまたふくしフェスタ」をはじめ、市内外のイベントへ出向き、多くの方に利用されています。さまざまな人がそれぞれの得意分野を持ち寄り、力を合わせて完成した「クルマdeピアノ」は、これからも人と人をつなげ、「笑顔の和」を広げていくものだと取材を通じて感じました。

「クルマdeピアノ」は、女子中学生の「八街にストリートピアノがあれば、大好きな八街をもっと多くのの人に知ってもらえるのでは？」という思いから、令和元年に八街中学校美術部の協力を得て、市の花である「ひまわり」をモチーフとしたストリートピアノを作ったことがきっかけで事業が始まりました。その後、コロナ禍の影響で一時中断を余儀なくされますが、「ピアノを車に載せて移動式にしてしまおう！」という新しい発想が生まれたことで、再び動き出しました。当初は、屋外での調律や車両への積載、バリアフリー化などの課題がありました。



「クルマdeピアノ」が利用されている様子

☎ 312・2012

国民年金の任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がなく老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額の増額を希望する方は、60歳以降でも国民年金に任意加入できます。申出月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。(60歳の誕生日の前日から任意加入の手続きができます)

任意加入できる方

- ・ 次のすべての条件を満たす方
- ・ 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方(一部対象とならない方がいます)
- ・ 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ・ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- ・ 厚生年金保険、共済組合などに加入していない方
- ・ ※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できますが、年金事務所での手続きとなります

任意加入に必要なもの

- ・ マイナンバーカードまたは運転免許証など本人確認できるもの
- ・ マイナンバーまたは基礎年金番号のわかるもの
- ・ 預(貯)金通帳および金融機関への届出印
- ※納付方法は、原則口座振替となります。

申請および問い合わせ先

☎ 443・1139 国民年金課  
☎ 443・1139 幕張年金事務所  
☎ 212・8621



令和8年度なのはなシニア千葉特選演芸会

60周年感謝

なのはなシニア千葉特選演芸会  
心のふるさと和芸競演

唄います!

喋ります!笑わせます!

盛りだくさんの演芸会で、大好評の抽選会もあります。

☎ 6月17日(水)

開演 午後1時30分

開場 午後0時30分

☎ 中央公民館

☎ チケット1枚2000円

(当日券あり)

☎ 老人福祉センターゆうゆう ☎ 443・5211

市道上への枝の張り出し防止にご協力を

市道へ樹木の枝や草が張り出すと、歩行者や通行車両の妨げとなり、事故の原因となるおそれがあります。

市では、張り出しなどが確認できた場合、道路の安全確保のため、土地所有者へ適切な管理をお願いすることがあります。

土地所有者の方は、日ごろから樹木の適切な管理を行い、道路上へ枝などが張り出さないようご協力をお願いします。

民法改正後の張り出し樹木の取り扱い

令和5年民法改正後も、私有地内の樹木の所有権は土地所有者にある原則は変わりません。

このため、道路に枝などが越境していても、緊急性が高く、第三者に重大な危険が生じるおそれがある場合を除き、道路管理者が樹木を切除することはできません。

☎ 道路河川課

☎ 443・1420



パブリックコメントの実施結果

案件名	意見の有無 (件)	担当課
八街市 DX 推進計画 (案)	1人から1件	企画政策課 ☎443-1114
八街市新型インフルエンザ等対策行動計画改定 (案)	意見なし	健康増進課 ☎443-1631

「提出された意見と市の考え方」の詳細は、次の閲覧場所で確認することができます。

＜実施結果を閲覧できる場所＞

- ①市ホームページ
  - ②担当課窓口
  - ③図書館
  - ④市役所公文書公開コーナー
- ご不明な点は担当課にお問い合わせください。



市ホームページ